

⑦おりベネットワーク株式会社 放送サービス契約約款

現行	改正						
<p>(解約) 第29条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。 2 <追加> 3 <追加></p>	<p>(解約) 第29条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。 2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>						
<p>(解除) 第30条 会社は、第12条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。 2 会社は、第13条各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係らず直ちに加入契約を解除することがあります。 3 <追加> 4 <追加> 5 <追加> 6 <追加> 7 <追加></p>	<p>(解除) 第30条 会社は、第12条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。 2 会社は、第13条各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係らず直ちに加入契約を解除することがあります。 3 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 6 会社は、前5項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 7 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>						
<p>(約款の変更) 第35条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス約款によります。</p>	<p>(約款の変更) 第35条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。</p>						
<p>附則</p>	<p>附則 12 この約款は、令和7年3月1日より施行します。</p>						
<p>通則 (料金表の適用)</p>	<p>通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は会社が別に定めるところにより適用します。 (料金等の変更) 2 会社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。</p>						
<p>(2) オプションサービス</p>	<p>(2) オプションサービス</p> <table border="1" data-bbox="802 1402 1426 1462"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用明細紙面通知</td> <td>1通につき</td> <td>200円(税込220円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	料金額	利用明細紙面通知	1通につき	200円(税込220円)
種類	単位	料金額					
利用明細紙面通知	1通につき	200円(税込220円)					
<p>新規契約時の工事費の分割払い 契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます(以下「分割払い」といいます)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分(信用に関しないものを除く)の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>	<p>新規契約時の工事費の分割払い 契約者から会社に申込みがあり、会社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め会社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます(以下「分割払い」といいます)。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1. 会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 会社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他会社が不適当と判断したとき。 2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、会社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分(信用に関しないものを除く)の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき会社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、会社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>						

(5) 貸与機器価格相当分 ④ <追加> ⑤ <追加> ⑥ <追加> ⑦ <追加>	(5) 貸与機器価格相当分 ④ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル(シングルチューナー) 26,000円/台(税込28,600円/台) ⑤ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル(トリプルチューナー) 44,000円/台(税込48,400円/台) ⑥ 録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台(税込62,700円/台) ⑦ 再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 84,000円/台(税込92,400円/台)
---	---

⑧おりベネットワーク株式会社 放送サービス契約約款(テレビ愛知同時再放送無し)

(解約) 第29条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。 2 <追加> 3 <追加>	(解約) 第29条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。 2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。						
(解除) 第30条 会社は、第12条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。 2 会社は、第13条各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係わらず直ちに加入契約を解除することがあります。 3 <追加> 4 <追加> 5 <追加> 6 <追加> 7 <追加>	(解除) 第30条 会社は、第12条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。 2 会社は、第13条各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係わらず直ちに加入契約を解除することがあります。 3 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 6 会社は、前5項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 7 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。						
(約款の変更) 第35条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス約款によります。	(約款の変更) 第35条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。						
附則	附則 12 この約款は、令和7年3月1日より施行します。						
通則 (料金表の適用)	通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は会社が別に定めるところにより適用します。 (料金等の変更) 2 会社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。						
(2) オプションサービス	(2) オプションサービス <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用明細紙面通知</td> <td>1通につき</td> <td>200円(税込220円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	料金額	利用明細紙面通知	1通につき	200円(税込220円)
種類	単位	料金額					
利用明細紙面通知	1通につき	200円(税込220円)					

<p>新規契約時の工事費の分割払い 契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。</p> <p>1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。</p> <p>(1)分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2)当社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>(3)その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。</p> <p>3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。</p> <p>(1)支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。</p> <p>(2)差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3)破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>	<p>新規契約時の工事費の分割払い 契約者から会社に申込みがあり、会社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め会社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。</p> <p>1. 会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。</p> <p>(1)分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2)会社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>(3)その他会社が不適当と判断したとき。</p> <p>2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、会社が別に定めるものとします。</p> <p>3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。</p> <p>(1)支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。</p> <p>(2)差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3)破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき会社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、会社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>
<p>(5) 貸与機器価格相当分 ④ <追加> ⑤ <追加> ⑥ <追加> ⑦ <追加></p>	<p>(5) 貸与機器価格相当分 ④ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー） 26,000 円/台（税込 28,600 円/台） ⑤ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000 円/台（税込 48,400 円/台） ⑥ 録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000 円/台（税込 62,700 円/台） ⑦ 再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 84,000 円/台（税込 92,400 円/台）</p>